

麻薬を含有する危険ドラッグの発見について

都では、危険ドラッグによる健康被害の発生を未然に防止するため、インターネット等で流通、販売される危険ドラッグを入手し、成分検査を行っています。

インターネット試買した物品について検査を行ったところ、以下の物品から「麻薬及び向精神薬取締法」で規定される「麻薬」を検出しました。

このため、危険性について都民に広く注意喚起するとともに、当該物品を所持している方に対して、違法であることを警告し、任意提出を促すものです。

【麻薬検出物品】 現品写真は裏面のとおりに

サイト上の物品名	マシュマローハーブティーStrong
性状（内容量）	植物片（1包中3g入り）
製造（輸入）者	不明（現品に表示がなされていない）
入手方法等	インターネット（特定商取引法上の住所：不明、発送元住所：都外）
検出成分	1袋中に「CUMYL-PEGACLONE」を83mg検出

これらの物品をお持ちの方へ

上記の物品は、「麻薬」を含有しており、製造、輸入、販売はもとより、「所持、譲り受け、使用」も厳しく規制されます。

上記の物品をお持ちの方は、絶対に使用せず、速やかに住所地の「都道府県薬務主管課」へ申し出て、その指示に従ってください。

【東京都にお住まいの方の窓口】

東京都福祉保健局健康安全部薬務課

電話 03-5320-4505（直通）[午前9時から午後5時まで]

*上記申し出は、遅くとも『令和4年1月28日（金曜日）』までに行ってください。

都民の皆様へ

危険ドラッグは、使用がやめられなくなったり、死亡例を含む健康被害や異常行動を引き起こす場合があります。麻薬や覚醒剤等と同様に大変危険な薬物です。決して摂取又は使用等しないでください。

（裏面に続く）

<問合せ先>

福祉保健局健康安全部薬務課

電話：03-5320-4515

【試験検査機関】

東京都健康安全研究センター

【都の対応】

販売元に対して、当該物品の販売中止を指示等します。

【現品写真】

サイト上の物品名：マシュマローハーブティーStrong

形状：銀色袋入り



(参考)

* CUMYL-PEGACLONE (令和元年8月30日知事指定薬物規制開始)
(令和元年9月8日指定薬物規制開始)
(令和3年10月8日麻薬規制開始)

合成カンナビノイドの一種で、大麻に含まれるテトラヒドロカンナビノールと類似の作用を有する可能性がある。

[化学名]：5-ペンチル-2-(2-フェニルプロパン-2-イル)-2,5-ジヒドロ-1H-ピリド[4,3-b]インドール-1-オン及びその塩類

[化学構造式]：

